

## 【特定療養費について】

健康保険法 第43条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定める療養により、同一疾病で他の医療機関からの入院日数を含む（重症患者等を除く）180日間を超えて入院される場合は、下記のとおり医療費とは別に特定療養費（自己負担）を徴収いたします。

1日につき 2,722円